

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用についての規定の新設が新設されたこと及び押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）の規定による建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の改正されたことに伴い、文京区建設事務手数料条例（平成12年3月文京区条例第25号）の一部を改正する。

2 新旧対照表

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）		現行																	
<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p>平成十二年三月二十三日</p> <p>条例第二十五号</p> <p>令和〇〇年〇月〇日条例第〇〇号</p> <p>第一条から第五条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>額</th> <th>徴収 時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から24 まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務	名称	額	徴収 時期	1から24 まで	(略)	(略)	(略)	<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p>平成十二年三月二十三日</p> <p>条例第二十五号</p> <p>第一条から第五条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>額</th> <th>徴収 時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から24 まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務	名称	額	徴収 時期	1から24 まで	(略)	(略)	(略)
事務	名称	額	徴収 時期																
1から24 まで	(略)	(略)	(略)																
事務	名称	額	徴収 時期																
1から24 まで	(略)	(略)	(略)																

改正後（案）				現行			
24の2	建築基準法第十八条第三項の規定による建築物に関する計画通知に対する審査	建築物に関する計画通知一件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第十八条第五項ただし書の規定により、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに24の3の項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額） (略)	計画通知のとき。	24の2	建築基準法第十八条第三項の規定による建築物に関する計画通知に対する審査	建築物に関する計画通知一件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数料を、同法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額） (略)	計画通知のとき。
24の3から24の7まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
24の8	建築基準法第十八条第二十一項の規定による建築物に関する工事完了通知（24の11の項に掲げる場合を除く。）に対する審査	建築物に関する工事完了通知手数料 工事完了通知一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について24の9の	完了通知のとき。	24の8	建築基準法第十八条第十七項の規定による建築物に関する工事完了通知（24の11の項に掲げる場合を除く。）に対する審査	建築物に関する工事完了通知手数料 工事完了通知一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について次項又は	完了通知のとき。

改正後（案）					現行				
		項又は24の12の項に掲げる額 の手数料を加えた額） （略）					24の12の項に掲げる額の手数 料を加えた額） （略）		
24の9 から24 の10ま で	（略）	（略）	（略）	（略）	24の9 から24 の10ま で	（略）	（略）	（略）	（略）
24の11	建築基準法第 十八条第二十 一項の規定に よる建築物に 関する工事完 了通知（当該 通知が同法第 七条の三第一 項の特定工程 に係る建築物 についてされ るもの（24の 12の項におい て同じ。）に 限る。）に対 する審査	中間検査を受けた建築物の工事 完了通知手数料 工事完了通知一件につき、次の ア及びイに掲げる区分に応じ て算出した床面積の合計に応 じ、次に掲げる額（申請に建 築基準法第八十七条の四に規 定する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては、当該 昇降機一基について24の9の 項又は24の12の項に掲げる額 の手数料を加えた額） （略）	完了通知の とき。		24の11	建築基準法第 十八条第十七 項の規定によ る建築物に関 する工事完了 通知（当該通 知が同法第七 条の三第一項 の特定工程に 係る建築物に ついてされる もの（次項に おいて同 じ。）に限 る。）に対す る審査	中間検査を受けた建築物の工事 完了通知手数料 工事完了通知一件につき、次の ア及びイに掲げる区分に応じ て算出した床面積の合計に応 じ、次に掲げる額（申請に建 築基準法第八十七条の四に規 定する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては、当該 昇降機一基について24の9の 項又は次項に掲げる額の手数 料を加えた額） （略）	完了通知の とき。	
24の12	（略）	（略）	（略）	（略）	24の12	（略）	（略）	（略）	（略）
24の13	建築基準法第 十八条第二十 九項の規定に よる建築物に 関する特定工 程工事終了通 知に対する審 査	建築物に関する特定工程工事 終了通知手数料 特定工程工事終了通知一件に つき、中間検査を行う部分の 床面積の合計に応じ、次に掲 げる額（通知に建築基準法第 八十七条の四に規定する昇降 機に係る部分が含まれる場合	終了通知の とき。		24の13	建築基準法第 十八条第二十 九項の規定によ る建築物に関 する特定工程 工事終了通知 に対する審査	建築物に関する特定工程工事 終了通知手数料 特定工程工事終了通知一件に つき、中間検査を行う部分の 床面積の合計に応じ、次に掲 げる額（通知に建築基準法第 八十七条の四に規定する昇降 機に係る部分が含まれる場合	終了通知の とき。	

改正後（案）					現行				
		においては、当該昇降機一基について24の14の項に掲げる額の手数料を加えた額 (略)					においては、当該昇降機一基について次項に掲げる額の手数料を加えた額 (略)		
24の14から24の15	(略)	(略)	(略)	(略)	24の14から24の15	(略)	(略)	(略)	(略)
24の16	建築基準法第十八条第三十八項第一号又は第二号（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	十二万六千円	認定申請のとき。	24の16	建築基準法第十八条第二十四項第一号又は第二号（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	十二万六千円	認定申請のとき。
24の17から65まで	(略)	(略)	(略)	(略)	24の17から65まで	(略)	(略)	(略)	(略)
66	建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号） <u>第十一条</u> の三第一項に規定する建築計画概要書	建築計画概要書等の写しの交付手数料	一件につき三百円	交付申請のとき。	66	建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号） <u>第十一条</u> の四第一項に規定する建築計画概要書	建築計画概要書等の写しの交付手数料	一件につき三百円	交付申請のとき。

改正後（案）					現行				
	（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書（以下「処分等概要書」という。）を含む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る処分等概要書を含む。）、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付					（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書（以下「処分等概要書」という。）を含む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る処分等概要書を含む。）、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付			
67	（略）	（略）	（略）	（略）	67	（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二から別表第三まで（略）					別表第二から別表第三まで（略）				